

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民生活部 高月支所
委託業務番号	令和元年度 長高委第6号
委託業務名称	高月支所 建築基準法第12条に基づく定期点検業務委託
委託業務場所	長浜市高月町渡岸寺160 長浜市役所高月支所
業務の概要	建築基準法第12条第2項及び第4項の規定に基づく建築物等の定期点検の実施 施設の名称:長浜市役所高月支所庁舎 所 在 地:長浜市高月町渡岸寺160番地 建築物の概要:支所庁舎 4階 RC造 4,847㎡ 車庫 1階 RC造、一部S造 511㎡
履行期間	契約締結日の翌日 から 令和元年11月29日
契約年月日	令和元年 9月 9日
契約額(税込)	605,000 円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市殿町3番1号 [商号又は名称] 稲川建築設計事務所 稲川 洋一
契約相手方の選 定 理 由	入札において落札者がなかったため、最低価格者の稲川建築設計事務所と随意契約を締結した。
根 拠 規 定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>